

JIS

情報技術—メニューナビゲーションに関する ユーザーインターフェース指針— 第2部：4方向デバイスによるナビゲーション

JIS X 9304-2 : 2026
(ISO/IEC 17549-2 : 2020)
(JSA)

令和8年2月20日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.2.20 改正：令和 8.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 適合性	3
5 考慮すべき基本事項	3
5.1 人間工学的側面	3
5.2 提示の設計（表示画面，聴覚提示装置及び触覚提示装置）	4
6 ラダーメニューの推奨する構造及び操作	5
6.1 ラダーメニューの構造	5
6.2 階層ラダーメニューの推奨する操作型	6
7 タイルメニューの推奨する構造及び操作	8
7.1 タイルメニューの構造	8
7.2 メニュー項目を選択するためのナビゲーション	8
7.3 階層タイルメニューの推奨する操作型	9
附属書 A（参考）操作型の長所及び短所	11
参考文献	13
解 説	14

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 9304-2:2020** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 9304 規格群 (情報技術—メニューナビゲーションに関するユーザーインタフェース指針) は、次に示す部で構成する。

JIS X 9304-1 第 1 部：枠組み (予定)

JIS X 9304-2 第 2 部：4 方向デバイスによるナビゲーション

JIS X 9304-3 第 3 部：1 方向デバイスによるナビゲーション (予定)

情報技術—メニューナビゲーションに関する ユーザーインターフェース指針— 第2部：4方向デバイスによるナビゲーション

Information technology—User interface guidelines on menu navigation— Part 2: Navigation with 4-direction devices

序文

この規格は、2020年に第2版として発行されたISO/IEC 17549-2を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

表示領域を4方向デバイスに関連付けた最近の情報機器には、高度で複雑な機能をもつものがある。

このような情報機器は、省略時の設定を変更して操作する又は個々のユーザーの目的に応じてカスタマイズする必要がある。このような場面では、4方向デバイスを使用して、通常は構造化されている表示領域のメニューのナビゲーションを行う。

この規格は、メニュー構造の設計及び使用のための指針に加えて、4方向デバイスを使用したナビゲーションの推奨型を提供することを意図している。

1 適用範囲

この規格は、4方向デバイスを用いた選択用メニューのナビゲーション方法の設計に関する指針を示す。この指針は、4方向デバイスに関連する表示領域をもつ任意の情報機器に適用可能である。この規格は、表示画面の設定、文字集合及び使用言語に関するパラメータの推奨事項を規定する。この規格は、メニューナビゲーションの安全性に関連する用途には適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 17549-2:2020, Information technology—User interface guidelines on menu navigation—Part 2:
Navigation with 4-direction devices (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項